

平成 28 年度 第 1 回 市原市環境審議会 議事録

- 1 日 時：平成 28 年 10 月 26 日（水） 午前 9 時 30 分～午後 0 時 05 分
- 2 場 所：市原市市民会館会議室棟 2 階 第 1、2 会議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員（五十音順）

石川委員、井上委員、工藤委員、小林委員、笹島委員、鈴木委員、泉水委員、
田村委員、萩原委員、羽鳥委員、深谷委員、堀田委員、間所委員
…計 13 人

（欠席）安藤（貞）委員、安藤（生）委員、岡本委員、小野委員、加藤委員、
小出委員、小宮委員
…計 7 人
 - (2) 事業者
株式会社 J E R A 10 人（コンサルタント含む）
 - (3) 事務局
（環境部）
平田部長、増田次長
（環境部環境管理課）
田邊課長、酒巻主幹、石橋係長、末吉係長、安嶋係長、高橋係長、
平井主任
（環境部グリーン推進課）
笠松課長、間野係長、高橋副主査、窪田主任
…計 11 人
- 4 一般傍聴者 7 人（議題から公開）
- 5 議 題：(1) 審議事項
（仮称）姉崎火力発電所新 1～3 号機建設計画に係る計画段階環境
配慮書について
(2) 報告事項
（仮称）新市原市環境基本計画骨子
（仮称）市原市生物多様性地域戦略の骨子
市原市一般廃棄物処理基本計画の見直し骨子

6 内 容

司 会：お待たせいたしました。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、環境管理課主幹の酒巻と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日の審議会は、任期満了に伴う委員改選後、初めての会議でございます。

委員となられます皆様方には、公募委員への御応募、または、委員就任への御承諾をいただき誠にありがとうございました。

早速ではございますが、審議会の開会に先立ちまして、今回の改選により、環境審議会委員をお願いいたしました皆様方への委嘱状交付式を執り行います。

本来、市長の小出から直接交付させていただくところでございますが、本日は所用のため、環境部長の平田より委嘱状を交付いたします。

こちらから、お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立いただきますようお願いいたします。

なお、順不同となりますことを、御了承いただきますようお願い申し上げます。

～委嘱状交付～

会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。
事前に送付させていただきました資料といたしましては、

- ・本日の会議の「次第」
- ・「市原市環境審議会委員名簿」
- ・「市原市環境審議会規則」
- ・本日の「席次表」
- ・「参考資料1」としまして、両面カラー印刷の「環境影響評価の手続き」が1部
- ・パワーポイントの資料が1部
- ・A3版の「(仮称)新市原市環境基本計画骨子」「(仮称)市原市生物多様性地域戦略の骨子」「市原市一般廃棄物処理基本計画の見直し骨子」

と題した資料になっております。次に事前配布させていただきました資料といたしまして、

- ・「(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画 計画段階環境配慮書のあらまし」が1部
- ・「計画段階環境配慮書」の[要約書]が1部
- ・「計画段階環境配慮書」が1部

不足している資料等がありましたら、事務局よりお持ちいたします

のでお声掛けください。
如何でしょうか。よろしいでしょうか。

なお本日、加藤委員、岡本委員、安藤貞治委員、小出委員、小宮委員、小野委員、安藤生大委員の7名の方は都合により欠席との御連絡をいただいておりますので、この場で、御報告させていただきます。
それでは、まずここで、環境部長の平田より御挨拶申し上げます。

部 長：あいさつ(省略)

司 会：それでは、本日の議事に入りたいと存じます。市原市環境審議会規則では、会長が会議の議長を務めることとなっておりますが、会長、副会長が選出されるまでの間、事務局の平田環境部長が、臨時に議事を進行させていただきたいと思っております。平田部長、よろしく申し上げます。

部 長：それでは、臨時に議事を進行させていただきます。
はじめに、本日の会議の成立要件について確認いたします。
本日の出席委員は、総委員数20名のうち13名の出席をいただいております。半数を超えております。よって、市原市環境審議会規則第5条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。
それでは、議事1の「会長、副会長選出について」に入ります。
市原市環境審議会規則第4条第1項により、委員の互選により選出することとなっております。「会長」及び「副会長」の選出についてお諮りいたします。
皆様方の御意見の方をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委 員 A：それでは、提案させていただきたいと思っております。前任期の泉水会長、小野副会長がいらっしゃいますので、今期も会長は泉水委員、副会長は小野委員にお願い出来たらと思っております。

部 長：只今、会長に泉水委員、副会長に小野委員が提案されました。
他に御意見等は如何でしょうか。

委 員：～異議なし、の声～

部 長：それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員：～挙手～

- 部 長：挙手全員でございますので、「泉水委員」に会長を、「小野委員」に副会長をお願いすることに決定いたしました。
なお、小野委員につきましては、本日欠席となっておりますことから、事務局預かりとさせていただきます、後日承諾の確認をさせていただきます。
会長、副会長が決まりましたので、ここで臨時の議長の任を解かせていただきます。
円滑な議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。ありがとうございました。
- 司 会：それでは、恐れ入りますが、「泉水会長」には、会長席への御移動をお願いします。
会長及び副会長が決まりましたので、会長から一言御挨拶をいただければと存じます。
- 会 長：あいさつ(省略)
- 司 会：ありがとうございました。
それではここで、市原市環境審議会の泉水会長へ、本日の諮問書をお渡しいたします。
- 部 長：諮問(省略)～諮問書を読み上げ、会長に諮問書を手交～
- 司 会：ここからの議事進行を、泉水会長にお願いしたいと存じます。
どうぞ、よろしく願いいたします。
- 議 長：それでは、審議に先立ち、まず、議事録署名人を指名いたします。
今回は石川委員、小林委員をお願いいたします。
- 委 員：～両委員承諾～
- 議 長：どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。
- 事 務 局：会議に先立ちまして、事務局から「(仮称)姉崎火力発電所新 1～3号機建設計画 計画段階環境配慮書について」説明をいたします。(省略)

議 長：事務局の方から説明をしていただきました。それでは内容説明のため、事業者が来ておりますので、事務局は、事業者を入室させて下さい。また、本日、7名の傍聴希望者が外で待機してございます。本審議会は、市原市情報公開条例等に基づき原則、公開となっておりますので、事務局は、傍聴者も一緒に入室させて下さい。

議 長：株式会社 JERA の皆様には、市原市環境審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。長時間となりますが、御対応いただきますようお願いいたします。傍聴の方をお願いいたします。先ほど事務局からお配りしたお手元の傍聴要領を遵守していただき、係の指示に従って下さい。これに従わない場合には御退席いただくことがありますので、御注意をお願いいたします。

議 長：はじめに、事業者である株式会社 JERA 様からの説明をいただいた後、質疑応答をお願いします。
質疑応答後は、審議委員で審議を行いますので、事業者には御退室いただきたく存じます。
それでは事業者から、御説明をお願いいたします。

事 業 者：説明(省略)

議 長：ありがとうございました。
それでは、ただ今より質疑に入ります。委員の皆様から御質問等があれば御発言をお願いいたします。なお、事務局職員がマイクをお持ちしますので、挙手の上、御発言をお願いいたします。

委 員 B：質問が2点、頂いた資料の中で、気になった箇所が2点あります。以上4点質問をさせていただきます。

1点目に、この土地は今まで燃料として石油と重油タンクがあった場所であり、この場所に新たに発電所を3基作る計画だと思えます。土地の履歴ですが、燃料タンクが置かれていた場所ですので、土壤汚染は無かろうかとは思いますが、環境配慮書の162ページに土壤汚染に関する項目が多くあります。撤去後は調査などをするのでしょうか。

2点目に、177ページに水質汚濁防止法に対して千葉県独自の上乗せ条例があります。それと大気の方にも上乗せ条例があったかと思えます。濃度だけではなく排出量の総量規制が、大気と水質と両方に課せられていると思えますが、この千葉県独自の上乗せ条例について、将来どのような状況になると予想されるのか教えて

いただきたいと思います。

3点目に、資料の150ページに県内の産業廃棄物処理施設数について記載されていますが、これに銚子市がございません。

銚子市に2箇所、千葉市に1箇所ありますので、合計が増えるのではないのでしょうか。

4点目に、117ページに主要な景観資源の状況について記載されており、次の119ページに地図が載っていますが、場所が違うのではないのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

事業者：1点目の土壌汚染調査につきましては、土壌汚染対策法に基づきまして、今後、適切に調査等対応してまいります。

2点目の千葉県の上乗せ条例につきましては、大気も含めた状況について把握しております。ただ計画段階配慮書の中では、重大な影響の有無についての予測評価という事で、今回は環境省で定められております環境基準との比較という観点から記載してございますので、千葉県の上乗せ条例との予測評価につきましては、今後の方法書以降の図書で記載してまいりたいと考えております。

3点目の産業廃棄物施設の場所につきましては、配慮書の149ページでは事業実施想定区域の周囲50km県内における施設としておりまして、そこに銚子市が当てはまらないので、表の中ではカウントしておりません。銚子市に施設が無いということではございません。千葉市については確認させていただきます。

4点目の主要な景観資源の状況についての地図の場所につきましては、こちらも再度、確認させていただきます。

委員 C：カーテンウォールの構造、機能についてよく分からないので、教えていただけますか。

事業者：カーテンウォールは、取水を表層からではなく深層から取るためのもので、海中にあるカーテンのようなコンクリートの構造物のパネルをカーテンウォールと呼んでいます。海水を下から取り入れる堰のようなものを設けているイメージでございます。ちょうど会長の机の前面のパネルのようなものを構造物として設けていて、足元の所から海水が入るような構造にしておりまして、我々はそれをカーテンウォールと呼んでいます。

委員 C：下は開いているということですね。海底からどのくらい開いていますか。

事業者：細かい数字は後ほどご説明しますが、海面下 5～9.5m開いていて、幅としましては 4.5m開いています。

委員 C：2点目としては配慮書を読んでいて、燃料の表現で混乱する部分がありました。10 ページでは、発電用燃料の種類として LNG を使用すると言いつつ、一行下の段落では、LNG, LPG のみを燃料とすると記載されています。後半にもこのような表現が出てくる訳です。この配慮書は 1～3 号機の建設計画であるので、5, 6 号機との燃料の表現と分けていただくと、混乱を避けられると思いますので、よろしくをお願いします。
3点目として、新規の発電所(1～3号機)の為の燃料タンクの設置はどのようになりますか。

事業者：燃料タンクを設置する予定はありません。
新規の燃料は東京電力袖ヶ浦市の LNG 基地と富津市の LNG 基地から導管でガスを導く予定です。LNG のタンク等の設置は姉ヶ崎火力発電所講内に設置する予定はありません。

委員 C：その内容は、この資料に記載してありますか。

事業者：10 ページの(2)に、新たに設置する発電設備において使用する LNG は、現状と同様に東京電力カプエール&パワーの LNG 基地から受け入れる計画であると記載しています。分かり難い表現で申し訳ありません。

委員 C：これでは、分かりませんよね。それでこの新たに LNG を送るためのパイプの工事は行われますか。

事業者：事業想定区域内では、パイプから新しい設備に延伸するための通常の機械設置工事の範囲内での工事はありますが、大規模の工事ではございません。

委員 C：5、6号機で使う LNG は、輸送パイプラインを使って外から運ぶから、外の工事は無いということですか。

事業者：この事業では、外の工事は特にございません。

委員 C：工事をするか、しないかを聞いています。
敷地内での工事はあるとは思いますが、LNG を引く為に外部から持ち込む為の工事は無いということですね。

事業者：はい、ありません。

委員 C：工事があっても構わないのです。環境影響評価に影響を与えるようなことであれば、議論をしていけばよいので、曖昧にすることは無いのです。

事業者：私どもの事業の範囲は LNG の燃料を受け取ってからの事業で、例えば、富津基地から LNG を持ってくる配管の計画などについては、燃料の事業の計画の範囲に入っておりますので、私どもがその計画の話は述べられず曖昧な表現になっております。

委員 C：環境影響評価は全体を示さなければいけないので、全体に触れていないのはおかしいですね。
しかし 1～4号機を廃止して、新しく LNG だけの 1～3号機を作るという計画は、環境面に負荷が無くなる良い計画だと思います。それだけに、漏れなく分かりやすくしていただくと良いと考えます。

委員 C：さらによろしいでしょうか。全体の燃料タンクの構造、耐震性についてどの程度ですか。
以前北海道で地震があった時、タンクの蓋が破損した事例がありましたが、石油精製メーカー自社では直せなかったということがありました。大変大きいプラント施設を運営しながら、企業内に技術者も多く居るにも関わらず、このような事態になりました。このようなことから、タンクにおける耐震性や管理体制はどのようになっているのでしょうか。

事業者：十勝沖地震の時は、石油タンクの屋根が浮き沈みするタイプのもので、屋根が地震で動いて摩擦で火花が出て火災になったと聞いております。このため電力業界全体で対策を取り、地震時はシングルデッキという揺れやすい構造を用いていましたが、その後は石油タンクについて、消防庁の指導のもと、全て揺れにくい構造にするとともに、長周期振動に対する対策は取っています。

委員 C：現在はまだ重油が使われていますが、そちらの方も認識されていますか。評価書を作るセクションとしては、そこまで理解されていないということですか。

事業者：今回、燃料タンクを撤去して発電設備を設置する計画です。燃料タンクの撤去につきましては、競争力の観点から、原油・重油ですと発電原価が非常に高いものですから、1～4号の設備の廃止とは別に、燃料タンクを廃止する計画としておりまして、今回の事業とは切り離して、先行して廃止する予定です。

委員 C：分かりました。最後によろしいですか。82～83ページの鳥類はかなり詳しく調べられています。212ページではどのような状況で鳥類を確認したかを臨場感とともに、具体的に表現されています。これには非常に驚きました。この中でコアジサシは重要な種で、どのような状況で発見されたかは第4の3、11章では示されていません。例えば、磯ヒヨドリなどについては詳しく書いてありますが、重要な種であるのにその違いはどうしてでしょうか。

事業者：資料が大変分かりづらく恐縮です。ご指摘のあった82～83ページにつきましては、第3章に当たるところでございまして、これは文献を調べたものでございます。ですので、広範囲に調査しておりまして、文献上どういったものが見られているかということですので、リアルに我々の土地で確認された情報ではございません。それに対しまして、御指摘のあった212ページ第4章は、予測評価に使っているデータでありまして、我々が現地で調査をしたものでございます。従いまして、現地調査ではコアジサシは確認されていないということです。

委員 C：よく分かりました。

議 長：ありがとうございました。その他の質問はありませんか。

委 員 D：2点お伺いしたいと思います。今回の新しい計画がありますが、前回は昭和42年に作って50年ほど経っており老朽化が進んでいますが、どこの部分が老朽化していて、どこの部分を新しくするという事が、この評価書からは見えませんでした。

また耐用年数は何年と想定するのか、という事が1点目です。

もう1点目は、煙突について、80mと100mとしていますが、もっと低く検討できませんか。おそらく理由があると思いますが、その理由をお聞かせください。

事 業 者：老朽化の部分につきましては、特に風雨にさらされます、例えばボイラーやボイラーから煙突につなぐ排気ダクトにかなり腐食や錆が発生しております。外面的な部分と発電所は様々なパイプ配管が通っておりまして、配管も老朽化してきておりまして、トラブルも近年増えてきているという所がございますので、大体50年くらいを目安に火力設備を建て替えていくというのが通例でございます。

次に建設する設備におきまして、何年運転するか、今の段階では見通しづらいものの、現状の設備の老朽化具合を考えますと、だいたい今と同じくらいの耐用年数はあるのではないかと考えてございます。ちなみに、土木設備等につきまして減価償却の期間も40年と定められておりますので、大体40年は最低持つ設備だと考えております。

煙突の高さにつきましては、現段階ではまだ基本設計の段階ではありますが、周辺の建物高さを考えますと、ダウンウォッシュという近場に排煙した排ガスの着地濃度が高くなるという現象を避けるために、建物高さから考慮しまして、一番低くできるとしても最低80m程度であろう、という所から選定いたしました。また100mというのは、直近でも同じようなガスタービンコンバインドサイクルという発電設備は多く実績がございますので、そういったものを考慮しまして、2つの高さを配慮書の段階では複数案として検討したということです。

委 員 D：煙突に関しまして、心情的なものではありますが、これだけ設備

関係の技術が上がっているのにも関わらず、現状と同じような高さで変わらないことに疑問があります。例えば、上からでる熱の問題があるとか、中の大気物質の問題があつて、この高さということであると理解できなくはないのですが。

事業者：今の点に関しまして、説明が不足しておりました。配慮書で申しますと、11ページと12ページを御覧いただきたいのですが、こちらにばい煙に関する事項という事で、この表の下から2段目に「窒素酸化物」という欄がございます。このうち上の段に排出濃度というものがございまして、LNGで比較させていただきますと、現状の1～4号につきましては、50ppmから80ppmの濃度で排出していて、これに対しまして、1ページめくっていただきまして、上の表の2. 2-3の一番下の段に「窒素酸化物」の排出濃度欄がございますが、5ppmと約10分の1の濃度に下げられたというところが、現状の200mの煙突から80mの煙突を検討できた大きな要因であります。

また、ダウンウォッシュという言葉が専門用語で分かりにくかったと思います。本来なら煙突から浮力もございまして、上に拡散して、ある程度幅をもったところで、遠い所に最大着地濃度が出るのですが、周辺に構造物があることで、それに煙が巻き込まれて高い濃度のものが近くに落ちてしまう。それを避けるために最低でも80m位の高さが必要だということです。環境面に配慮して80mにしていると、そういう意味でございまして。

議長：よろしいでしょうか。他にどなたか質問はありませんか。

委員 E：このような環境影響評価は法律に則したフォーマットでなされているということは分かるのですが、配慮書の144ページ3.2.5の「学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況」云々とあつて、動植物だけではなくて、こういった環境影響を受けやすい環境弱者に対する配慮もしなさいということかと思ひ、拝見しておりました。しかし今日の御説明の中ではそのようなものに対する配慮の話が全然無かったように思ひます。

2点目として、パワーポイントのいただいた資料の23～26番で大気の事が出ておりますが、この計算はおそらく年の平均風速で、

ずっと風が吹いているときの値かと理解しました。
もっと風速が低く大気で拡散されない濃い濃度のものが近場に落ちるといふ事は煙突の高さでも説明がありましたが、特に配慮が必要な施設は1~1.6 km圏内に何箇所もありますので、そこに落ちるような気象条件であったら、どれだけの濃度になるかを考慮し、例えば煙突の高さを高くするなど、フォーマットとは違うかとは思いますが、検討していただくと住民も安心かと思ひます。

事業者：ありがとうございます。今回は配慮書という段階なので、重大な環境影響にのみ扱っております。今後、方法書、準備書という段階で細かい所は検討してまいりますけれども、過去の様々な経験から煙突の高さにつきましても、排出の緒言につきましてもこれまで問題になったことが無いという大きな背景がございます、配慮書の段階ではそもそも大気汚染については扱わなくても良いということになっております。と言ひましても、我々は皆様に今の段階でどの程度数値的に低いかということを示すために、基準についてまったく問題のない低いオーダーでやっております。特殊な気象条件につきましても今後きちんと行ひまして皆様に御審議いただきたいと思ひます。

委員 E：安心いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長：市原市で濃霧が発生した時大気が落下して、そういう時に喘息の人の発作が起こります。私が子どもの頃よりは、濃霧の発生する回数は増えたと思ひます。実際他の地区に見に行つた程です。冬になると毎日のように高速道路辺りは濃霧が発生しています。工場地帯が出来てからの話ですが、風力だけでなく、そういう特殊な気象条件においても、今後も検討をお願ひしたいです。その他に何かありませんか。

委員 F：一つ教えていただきたい。76 ページに海底のコンター図が入っております。パワーポイントで見せていただいた12 ページの取水と放水口の位置ですが、先ほどの御説明では取水は水深9mでカーテンウォールの形で、4.5mから取水するというお話でしたが、もう一つ排水のコンター図を見ますと敷地の上の方に温排水が捨てられるようになっています。地形が谷のようになっています、かなり

水深がありまして良い排水だと思います。その水深はどのくらいかお分かりでしょうか。おそらく取水より深いところの捨てるのだらうと思いますが、図の表現の仕方なのではと思いますが、パワーポイントの13ページの取水面と放水面が水面表面から取る形になっています。

取水は下の方から、放水も下の方に向けて捨てるという解釈で構造上よろしいでしょうか。また放水の水深がかなり深いとすれば、排水管を深い部分に出していくという解釈でよろしいでしょうか。

事業者：今の図は概念的な図になっておりまして、必ずしも実際のものと取水口など違っておりましたが、現実的には取水は深い所から、放水につきましては、表層放水と呼んでおりましたが、取水口のようにカーテンウォールのようなものがついているわけではなく、護岸に開口部があり、そこから川のように外へ出て行くというのが、放水口の構造でございます。放水口の前面の水深でございますが、放水口の直近の前面は護岸等がございますので、構造物の安定等もあり、せいぜい水深5～6m程度だと考えております。先ほどの76ページのコンター図を見ていただいた通り、それより少し先へ行きますとすぐに深くなって10mくらいの水深になっております。

委員 F：そうしますと、説明の中で取水と放水の温度差は8～9℃となっておりますが、表層に捨てる温度差というのはどうなのでしょう。水深の深い所に排水した時に拡散して温度差があるのは分かりますが、取水面と放水面がほぼ同じとなると温度差が取りにくいのではないのでしょうか。

事業者：取放水の温度差につきましては、現状8～9℃ということですが、将来的に今回の新1～3号機につきましては、7℃で若干低減した水温になっております。放水の仕方ですけれども、おっしゃられました通り、深い所から高流速で放水するという、放水の仕方もございますけれども、今回につきましては、そういう形に改造するとなると、護岸を非常に大きな工事をしていじらなければいけませんので、現状、既に立派な放水口がございますので、これを流用するというので、今のまま表層放水という事で考えております。温排水につきましても、先ほどご説明させていただきました通り、全体的には表層温度差も下がりますし、冷却水量も少な

くなりますので、環境影響もそういう意味で良くなると思われま
すし、大規模な工事を伴うような新しい放水口を作るのではなく、
今の放水口を流用したいと考えております。

委員 F：なぜこのようなことをお聞きしたかと言いますと、以前このよ
うな関連のアセスメントを市原市で行ってきたのですが、海に対す
る情報が非常に少なかったのです。ところが、今回非常によく調べ
てあり、評価したいと思います。おそらく海に対するインパクトは
まず温排水に対するものだと思いますが、今回が大変よく調べら
れています。ただ、海のデータがそろっていないためか、使われ
ている資料が古いです。例えば 2003 年海域の植物層の概要は
市原市史から、2002 年、2003 年自然環境実態などです。これでも
よく調べられていると思いますが、例えば影響があった時に、2002
年、2003 年から変わっているというのは予測がつくのですが、ど
のデータを基準として評価するのか。今現状のデータが無いだけ
に評価するのは難しいのではないのでしょうか。その辺りについて
コメントがありましたら、お伺いしたいと思います。

事業者：まさしく、おっしゃっていただいた通りでございます。海域につ
きましては、調査・結果が無い現状でありまして、このような書
き方になっております。一方で、こちらの全面海域モデルは JERA
ですけれども、東京電力の既設の発電所も周りにございまして、
例えば五井火力であったり、千葉火力であったり、千葉火力は最
近更新した設備もございまして、そういう意味で言うと海域のモ
ニタリングを追加で行っていたり、南の方に行きますと、富津火
力がございまして、富津火力につきましても長年海域の環境監視
を行ったデータ等がございまして、

そういった関係から、経年的な変化・トレンドがあるかどうかを
検証した上で、こちらに載せているデータが古く、環境が変わっ
て使えないようであれば、新しいデータに更新する、無ければ
我々が現況調査をするなりして、今後検討していきたいと考えて
ています。

いずれにしろ、ベースとなる環境というものはきちんと押さえて
おかなければいけないという認識でございます。

委員 F：それができれば本当に良いデータになると思います。特に 194 ペ

ージの計画段階の配慮として選定する項目の中で温排水にハッチがかかって、海域に生息する生物・動物・植物も含めて書いてあり、これが評価が出来れば、大変良い評価書が出来るのではないかと思います。

今までアセスメントの中に漁業のことはあまり記載されていませんでしたが、ここでは大変調べられていて関心いたしました。以上です。

議 長：ありがとうございます。他になにかございませんでしょうか。

委 員 G：環境配慮書〔要約書〕の18ページの大気質の状況について、お伺いします。微小粒子状物質（PM2.5）の事が書かれています。ここで、平成26年度は環境基準の長期基準は15局中14局で適合しているが、短期基準でみると15局中8局が適応しているとあります。ということは、半分は適応しなかったということですね。その原因はどういった所にあるのでしょうか。また、光化学オキシダントについてですが、約20km圏内における光化学オキシダントの状況に関して、一般局33局で測定が行われていて、平成26年度はすべての測定局で環境基準に適合していないという原因はどういった所にあるのでしょうか。

事 業 者：こちらのデータは市、県、国が行ったデータを載せてございます。その中で測定された結果ですので、原因は色々あると思いますが、我々がお答え出来るものでないと認識しております。お答えになりませんが、申し訳ありません。

委 員 G：国がそうだということですが、皆様が設立して稼動してもそういったこととは関係ないと思われませんか。データとは縁がないと解釈してもよろしいでしょうか。

事 業 者：このデータの結果については責任が持てませんが、こういったデータを載せているということに関しましては、PM2.5や光化学オキシダントも社会問題だということも十分認識しておりますし、我々が予測評価の中で出来ることはきちんと行っていきたくて思っております。

そういった意味でPM2.5も光化学オキシダントも生成過程が科学

的にきちんと証明されておられませんので、我々に限らず公的な機関でも予測評価というレベルまでしか至っていないという現状です。それを防ぐためには、我々は環境濃度、例えば二酸化窒素の濃度を下げるなどで、貢献していきたいと考えております。

議 長：環境への配慮をよろしく申し上げます。
その他、いかがでしょうか。それでは、その他質疑等がないようですので、事業者の方は、ここで御退席をお願いいたします。長い時間ありがとうございました。

～事業者退席～

議 長：それでは、ここで5分間の休憩を取ります。
11時15分に再開いたしますので、お集まりください。

議 長：ただ今から、本件に対する審議を行います。事業者の計画段階環境配慮書についてご意見をお願いいたします。

委 員 B：この資料を事前にお送りいただきありがとうございました。
読む時間が取れ助かりました。事業者の説明ですが、煙突から排出される煙、排水口から排出される排水、どちらも千葉県には上乘せ規制、厳しい基準がありますが、総量規制ということで、量の規制もするようになっております。大気の排気ガスは発電効率のいいガスタービンを3基設置するということで、排出ガスの量は今までより増えるようです。4基やめて、3基作るのですけれども、排出ガス量は資料を見ますと増えております。千葉県の総量規制に対してどうなるのか、排水の量については今までと同量とありますが、水質汚濁防止法の上乗せに規制についてもどうなるのか、今後詳しい資料がいただけると言われましたが、この資料に上乘せ規制のことが書いてあったので、詳しくではなくてもそこに少し触れて欲しかったと思います。それをクリアできるのかどうかが見えませんでした。以上です。

議 長：その他にございませんか。

委 員 C：今回の計画は古い4基の発電施設を廃止してその代わりに新しく

効率の良いものを作っていく、そして全体として排出する基準を押さえることが出来ているので、他の環境影響評価をする案件に比べれば今回かなり推移が良いという感じを持っています。配慮書そのものもよく調べてあると感じました。

議 長：ありがとうございます。その他ございませんか。

委 員 E：今まで高濃度のものを出していたものを新しくすることで、抑えるという意味では非常によろしいと思いました。むしろ以前審議した2件のように、新設するというのではなく、既に稼動している施設という既得権を認めていった方が良いと素人考えですが思いました。

委 員 F：私は、海の生物にかかることを質問させていただきましたが、御存知のように温暖化に伴って、海の水温が変わり、海の生物相が物凄く変わってきました。そういう中で、急激な変化のために、今までに過去の蓄積のデータが追いついていかないということがあるのは仕方ないのですが、その割には過去のデータを色々引っ張り出して古いですが項目だけは今回入れていただいたことは評価します。ただ、今後やり方だけは問題になってくると思います。準備書、方法書を我々はよく見ていく必要があると感じました。以上です。

議 長：ありがとうございました。さらに環境に配慮した資料を事業者にはお願いしたいと思います。その他にございませんでしょうか。では、意見が出尽くしたようですので、以上で審議を終結いたします。今回の審議に関しましては、採決をすることが馴染まないため、諮問に対する答申といたしましては、ここでご審議いただいた内容を取りまとめて作成したいと考えておりますがいかがでしょうか。

委 員：～異議なし、の声～

議 長：ありがとうございます。それでは、本件に係る答申書の作成につきましては、本日御審議いただきました内容を踏まえて、私の方で作成することとしてよろしいでしょうか。

委員：～異議なし、の声～

議長：ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご意見を集約いたしまして、私の方で答申書を作成することにいたします。
続きまして、議事のその他の報告に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局：「(仮称)新市原市環境基本計画骨子」についてご説明いたします。
(省略)

議長：ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に関しまして、委員から御質問等ありましたらお願いいたします。

議長：それでは、御質問等がないようですので、もう1つ事務局から報告事項があります。お願いします。

事務局：「(仮称)市原市生物多様性地域戦略の骨子」についてご説明いたします。(省略)

議長：ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、委員からご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 E：私は他の市の環境審議会の委員もしているのですが、市原市の生物多様性の骨子を読ませていただいてとても感動したのは、市民アンケートワークショップなど、羅列的ではあるけれど一般的な意見をきちんと載せていたり、また同じように主な取組について何をしたら良いかについてアンケート結果から拾い出し載せられていて、市の環境に対する姿勢が良く出ていて感動いたしました。

議長：ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。

委員 B：質問ですが、よろしいでしょうか。

議長：構いません。

委員 B：生物多様性の現状と課題の所に市民アンケート、ワークショップから出た意見ということで、市原は何十年に渡り残土や産廃等の埋め立てによる地形の改変が行われてきたので、それに対して主な取組に「地形改変など地域の生物多様性を損なう開発の抑制」と書かれていますが、これは具体的にどういうことを示しているのでしょうか。教えていただきたいです。

事務局：ここに載せてございますのは、市民アンケート、ワークショップで出た取組や意見を載せております。また具体的なやり方につきましては、今後素案を作っていく中でお示ししていきたいと考えております。

議長：よろしいでしょうか。そういう意気込みでやるそうです。具体的にどうやるかは、まだこれからで、このような取組の姿勢をもって行うという回答でよろしいでしょうか。

事務局：その通りでございます。

議長：その他に何かございませんでしょうか。なければ次の計画についてお願いします。

事務局：「市原市一般廃棄物処理基本計画の見直し骨子」について御説明いたします。(省略)

議長：ありがとうございました。ただいまの説明に関して御質問がある方はございませんでしょうか。

委員 A：私も環境問題、ごみ問題に13年間取り組んでまいりました。その成果ではないですが、非常にありがたいと思っております。それと同時に生活の中で大切にしているものとして、常に一市民として自覚をしながら生活をしていくことが一番大事だと常に思っておりましたので、この環境基本計画、それから全ての分野で整合性を持ってなされるということに非常に勇気をいただきました。一市民としてやってきた成果をまだまだ少しずつですが、進めていくと同時に一番嬉しかったのは、市原市の総合計画とそれぞれの分野がすべて整合性を持って一つになったということです。そういった意味でこれから市原市が凄く良くなっていくと痛感しておりますので、まだまだ少しずつですが、もう5年は頑張ってい

こうかなと思っております。更に、この環境問題は中々浸透しないですが、今、市の職員と一緒に色々なことを始めております。市民に浸透させるのはとても難しい問題だとも感じております。でも一人一人が目に見える形、すべて市民の目に見えるということが一番大事だと思いますので、広報が一番大事だと思います。これからもごみ問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

議 長：ありがとうございます。その他、何かございませんでしょうか。

委 員 D：リデュースについての取り組み状況ということで、2ページにある市民アンケートについてですが、例えば買い物袋を持参しているなどについて、アンケートの年齢層が分かればもっと参考になると思いました。ごみについての意識は、比較的高齢者の方が高いとか、子どもにも浸透しているなどが分かれば、もっと良い資料になるのではないかと思いました。以上です。

議 長：ありがとうございました。その他ありませんでしょうか。
私から質問させていただきます。一番最後の計画目標の所で、農業集落排水施設というのが2014年の平成26年度と2026年の平成38年度で極端に少なくなっていますが、農業集落はどういう構想でこのようになるのでしょうか。

事 務 局：農業排水施設については、新規のものはありませんので、現状の施設が推移していくと、だんだん減少していくという表現になっています。新たなものが無いということです。

議 長：農家が少なくなるということですか。

事 務 局：人口減少に伴うことによる、農業集落排水施設人口の減少ということでございます。場所につきましては、朝生原と月崎です。

議 長：ありがとうございます。その他何かございませんでしょうか。

委 員 B：福増クリーンセンターが第一工場、第二工場と2つあります。4ページの左にあります、「経年的な劣化が見られるようになり、クリーンセンターの機能の維持が懸念される状況です。」とあります。24時間365日稼働していて、とても大変な施設を運営していると思いますが、よく爆発事故があったりして、延命化工事が度々行われてきたと広報いちほら等で読んでおります。これはそのまま経年劣化を直しながら、なんとか延命をさせていくという計画と受け取

ってよろしいでしょうか。

事務局：焼却施設でございますが、そのほかに粗大ゴミの施設等もございます。焼却施設は概ね15年が寿命ということで、その為に安全で安定的な廃棄物の処理ということが課題になりますので、ある程度中長期的な視点に立って、計画的な施設の整備を進めていかなければならないこととなります。本計画については概要をお示ししまして、具体的な整備スケジュール等については、別途新たな計画で検討しているところです。整備スケジュール等含めて計画的な整備の方向性について現在策定を進めているところです。

委員 B：わかりました。ありがとうございます。

議長：以上をもちまして、本日の議事を終了といたします。傍聴者をお願い致します。議事が終了しましたので、資料を事務局職員に返却していただいた上で、ここで御退室いただきたいと思えます。

～傍聴者、退席～

議長：委員の皆さま、会議が長くなってしまいましたが、その間協力いただき、誠にありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

司会：泉水会長、ありがとうございました。事務連絡が2点ございます。議事録につきましては、事務局で案を作成後、議事録署名人に指名されました委員の方に確認していただいた後に、確定させていただきます。また、報酬等につきましては、お知らせいただいている口座に振り込みいたしますが、事務手続上、約1か月後の振込になりますので、御了承いただきたいと存じます。連絡事項は以上でございます。本日は、泉水会長はじめ、委員の皆様方、どうもありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上